鶏肉・鶏卵は「安全」です。



鳥インフルエンザは、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。また、「酸に弱く、胃酸で不活化されること」、「人の細胞に入り込むための受容体が鳥のものとは異なること」、「通常の加熱調理で容易に死滅すること」から感染の可能性はないものと考えられています。

- 鶏卵は、国内では生で食べることを考えて生産されていますが、生食することが不安な方や体調の悪い方は、加熱(WHOの食中毒防止のための加熱条件:中心部 70℃、瞬間)することをおすすめします。
- 鶏肉は十分加熱して食べて下さい。未加熱または加熱不十分なままで食べることは、食中毒を 予防する観点からもおすすめできません。
- 食品衛生の観点からは、鳥インフルエンザ発生農場から出荷された鶏卵や鶏肉を回収する必要はないものと考えられます。

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

http://www.fsc.go.jp/osirase/tori/tori iinkai kangaekata.pdf

「食の安全性」に関するお問い合わせは、県内の各保健所にお願いします。

松江保健所 0852-23-1317 雲南保健所 0854-42-9645

出雲保健所 0853-21-1185 県央保健所 0854-84-9807

浜田保健所 0855-29-5557 益田保健所 0856-31-9551

隠岐保健所 08512-2-9715 (島前保健環境グループ 08514-7-8121)

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ 0852-22-5264